

平成30年度市民活動推進事業「とちぎ夢フェアレ」助成事業決定

栃木市の市民活動を応援する補助金助成制度「とちぎ夢フェアレ」。今年も3月11日に公開プレゼンテーション（企画発表）が行われ、審査委員による厳正な審査の結果、補助を受ける29事業（総額482万5千円）が決定しました。補助を受ける事業は左の一覧の通りです。

この制度は皆様や企業、団体からの温かい寄附金が、その原資となつています。昨年度も市民協働まちづくりファンドに、総額2,052,998円もの寄附をいただきました（ふるさと納税含む）。皆様からのご支援が、栃木市やそこで活動する団体をさらに輝かせるエネルギーになつていきます。ご協力、大変ありがとうございました。



公開プレゼンテーションの様子

平成29年度とちぎ夢フェアレ 採択団体の実績発表会

平成29年度にこの補助金を受けた31団体が、皆様の前で一年間の実績を発表します。入退場は自由で、どなたも見ることが出来ます。採択団体による報告は、きっと、自分達の活動にも役に立つことでしょう。特に、新たに市民活動を始めてみたいと考えていらっしゃる方は大歓迎です。

日時 6月17日(日) 13時30分
場所 国府公民館(惣社町)

とちぎ夢フェアレ・市民協働街づくりファンド
地域づくり推進課 ☎(21)2332
ふるさと応援寄附
総合政策課 ☎(21)2305

平成30年度 とちぎ夢フェアレ 助成決定事業一覧

Aコース（スタートアップ補助）（新規事業若しくは新規事業を起こすための準備又は新規のコミュニティ活動への支援）

団体名	活動タイトル
1 田中一村記念会	田中一村生誕110年記念事業でアートなまちづくり
2 幸来橋の会	蔵の街ブルーライトアップ

Bコース（ステップアップ補助）（既存団体の新規事業又は既存事業の充実若しくは拡大への支援）

団体名	活動タイトル
3 傾聴ボランティア「ほのぼの」	高齢者施設、傾聴ボランティア訪問で高齢者元気UP支援
4 手話を広める会	栃木市奉仕員養成講座修了者対象ステップアップ講座
5 中根絆会	各種イベントの実施により地域の活性化・及び安心安全なまちづくり事業
6 静和2地区まちづくり協議会	皆で見守り支え合いが出来るまちづくりを目指して
7 デモクラティックスクールつながるひろば	地域も学び場（「学校」）「不登校」0のまちづくり
8 シニアサロン「今日も行く会」	認知症予防を目的に、脳を活性化させる健康で元気な高齢者づくりを目指す集会
9 こどもの集える場所を考える会	こどもたちの食育をテーマにしたコミュニティサロン「み・かして」
10 とちぎの山車祭り伝承会	蔵の街から、お囃子の聞こえるまちづくり
11 ブック・リング	by your side～あなたへ贈りたい物語展～
12 ネットワークとちぎ	蔵プロジェクト～蔵のまちショーウィンド～
13 Teamとちぎ	～いちご一会～の故郷づくり
14 とちぎ高校生蔵部	栃木市高校生合同文化祭
15 大平ウィルチェアダンス研究会	車椅子に乗って楽しく踊ろう！
16 Tochigi Global Group	イギリス文化体験 Duck Race

Cコース（ジャンプアップ補助）（市内の広域的な地域の活性化につながる複数回実施する事業又は複合的に行う事業への支援）

団体名	活動タイトル
17 100歳の詩人・柴田トヨと歩む会	とちぎが生んだ詩人 柴田トヨさんの詩の心を広めよう
18 とちぎ娘町推進協議会	蔵の街ゆかたコンテスト
19 皆川街づくり協議会グリーンツーリズム部会	地域及び都市住民との農業を通じた交流と農村文化の継承及び掘り起こし
20 栃木市女子ソフトボール大会実行委員会	栃木市ソフトボールパーク
21 特定非営利活動法人蔵の街遊覧船	本物の出会い栃木「うずまの鯉のぼりーいいこい」
22 谷中村の遺跡を守る会	谷中村事件の歴史的現場への訪問
23 P.S.G活動団体	そらのこマルシェ
24 子育て支援クラブ あくあとちぎ	発達障がい児とその家族同士の交流活動<コソダチ事業>
25 田村律之助顕彰会	ービール麦の父 田村律之助&地域ブランド発信プロジェクトー
26 特定非営利活動法人自然史データバンクアニマnet	大柿いぎもの調査隊 ～家族で里山の生きもの調べと農業体験～

Dコース（まちづくりパワーアップ補助）（市全体の活性化につながる事業又は市全体の相互交流及び連携を図る事業への支援）

団体名	活動タイトル
27 栃木どころこバレー大会実行委員会	遊休農地を活用して、どころこの中でバレー大会
28 地域未来活性化プロジェクト	次世代・移住者へ住み良い魅力をネットで伝える、地域情報ポータルサイト「栃木市ドットコム」
29 とちぎ「まちドラマ」制作部	とちぎ「まちドラマ」キャラバン

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先
○弁護士相談（事前に要予約） （弁護士が法的な見解等を助言）	6月8日(金)、22日(金) 7月13日(金)、27日(金) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
	7月19日(木) 10時～12時	大平隣保館 2階 相談室 / ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	6月18日(月) 10時～12時	藤岡公民館 1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	6月26日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館 2階 会議室 / 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	7月24日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎(92)0308
○法律相談（事前に要予約） ※栃木市社会福祉協議会主催	6月21日(木) 10時～12時	岩舟総合支所 1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
	6月5日(火)、19日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294
○宅地建物相談（事前に要予約） （土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談）	6月15日(金) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
○市民相談 （日常生活の問題など）	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
○消費生活相談（商品やサービスなど消費生活全般の相談）	月～金曜日 9時～16時	入舟庁舎 / 消費生活センター ☎(23)8899
○合同相談 （行政相談・人権相談） ※移動県民相談も同時開設	6月12日(火)、26日(火) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室 / 市民生活課 ☎(21)2122
	※7月19日(木) 10時～12時	大平総合支所 1階 相談室 / 大平市民生活課 ☎(43)9211
	6月13日(水) 10時～12時	藤岡公民館 1階 研修室 / 藤岡市民生活課 ☎(62)0905
	※6月26日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館 2階 大会議室 / 都賀市民生活課 ☎(29)1124
	7月24日(火) 13時30分～15時30分 ※6月21日(木) 13時30分～15時30分	西方総合支所 1階 会議室 / 西方市民生活課 ☎(92)0308 岩舟総合支所 1階 相談室 / 岩舟市民生活課 ☎(55)7763
○人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター ☎(24)2444 人権・男女共同参画課 ☎(21)2161
○いじめ相談電話	月～金曜日 9時～17時 ※土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	本庁舎 / 青少年育成センター ☎(24)0667 FAX(21)2690
○青少年相談 （非行問題・不登校など）	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 / 青少年育成センター ☎(23)6566 FAX(21)2690
○家庭児童相談（0～17歳の子どもとその家族）	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 家庭児童相談室（子育て支援課内） ☎(21)2227
○ドメスティック・バイオレンス相談（配偶者等からの暴力）	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 子育て支援課 ☎(21)2229
○障がい児者相談 （福祉サービスの利用・障がい者を理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止に関する相談）	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 障がい児者相談支援センター（障がい福祉課内） ☎(21)2235、(21)2236、(21)2208 FAX(21)2682
○就労支援相談（事前に要予約） （40歳未満の就労相談）	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時 （※祝日を除く）	栃木勤労青少年ホーム ☎(22)3113
	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時 （※祝日を除く）	大平勤労青少年ホーム ☎(43)5191

Happy 子育て 67
あいにくの雨ですが…



6月といえば、梅雨の季節。ジメジメ蒸し暑い、体調が崩れやすい、洗濯物が乾きにくい、食べ物に傷みやすいなど、困りものとしてのイメージがあります。シトシトと降り続く雨は、私たちの日常生活ではストレスにも感じられる「あいにくの雨」ですが、自然界の動植物にとっては、多くの生命を輝かせてくれる「めぐみの雨」です。

梅雨時の風物詩は？と尋ねられると、多くの方が、雨に濡れ鮮やかな花を咲かせるアジサイ、清楚で気品あるアヤメ、葉の上にかわいらしくのっているカタツムリやアマガエル、はかなく美しい光を放つホタルなどを思い浮かべるのではないのでしょうか。

私たちにとって「あいにくの雨」は、実は、しっかりととした空気、素晴らしい景色、愛らしい生き物などを、私たちに「癒やし」や「感動」として与えてくれる「恵みの雨」なのです。

外出がおっくうになりがちですが、この時期だからこそ「癒やし」や「感動」を大いに味わうために、外に出てお子さんと一緒に自然と触れあってみてはいかがでしょうか？

生涯学習課 ☎(21)2490

くらしの窓

適切な食品保存で「食品ロス」を減らそう

「食品ロス」とは、食べ物がまだ食べられる状態なのに捨てられてしまうことをいいます。日本では、年間約632万t（H25推計）、1人当たり毎日お茶碗約1杯分（約136g）のご飯を捨てていることになっています。家庭から出される食品ロスは、「調理の際に食べられる部分を捨てている（直接廃棄）」「作りすぎ（食べ残し）」「冷蔵庫などに入れたまま期限を超えた食品（過剰除去）」の3つに分けられます。大切な食べ物を無駄なく消費することで、本来廃棄する必要のない食品ロスを削減しましょう。

食品の保存方法

・冷蔵庫の「パースシャル室」「チルド室」「野菜室」を必要に応じて使い分ける（0℃を境目にマイナスよりの温度設定がパースシャル、プラスよりがチルド）。

・多めに作って余った料理や、一度の料理で使い切れなかった肉や野菜は、一回使用分ごとに小分けにして「冷凍庫」で保存し早めに食べ切る。

・まとめ買いした食材は、冷凍、漬物、乾燥するなど保存方法を工夫しましょう。

「消費期限」と「賞味期限」の違い

「消費期限」は品質の劣化が早い食品に表示されている「食べても安全な期限」のため、それを超えたものは食べないほうが安全です。「賞味期限」は、品質の劣化が比較的遅い食品に表示されている「おいしく食べられる期限」なので、それを超えてもすぐに食べられなくなるわけではありません。賞味期限を超えた食品は、見た目や臭いなどで個別に判断しましょう。

いずれも、表示されている保存の方法で保存した場合の、開封前の期限です。一度開封したら、期限にかかわらず早めに食べましょう。

消費者庁では、料理レシピサイト「クックパッド」に「食材を無駄にしないレシピ」を掲載しています。これまで食べられないと思って捨てていた野菜の皮や茎、冷蔵庫に残った半端な野菜や余ってしまった料理等、捨てる前にレシピを探してみませんか。

消費生活センター（入舟庁舎内） ☎(23)8899